

平成29年7月定例教育委員会会議録

日 時	平成29年7月21日（金） 午後1時30分～午後2時50分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	委員長 望月 國男 委員長職務代理者 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 片山 恵一 教育長 内田 賢司
欠席委員	なし
委員以外 の出席者	教育部長 山口 均 生涯学習文化振興課長 佐藤 正男 教育部参事 福島 正敏 図書館館長 田中 和也 教育総務課長 宇佐美 高明 教育総務課課長代理 守屋 紀子 学校教育課長 遠藤 秀男 教育総務課主査 杉澤 雅代 教育指導課長兼 教育研究所長 佐藤 直樹
傍聴者	4名
会議次第	<p style="text-align: center;">7月定例教育委員会会議</p> <p style="text-align: center;">日 時 平成29年7月21日（金） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <p>1 開 会</p> <p>2 会議録の承認</p> <p>3 教育長報告及び提案</p> <p>(1) 平成29年8月の開催行事等について</p> <p>(2) 臨時代理について</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 市立小中学校教職員の人事上の措置について</p> <p>(3) 第2回いじめを考える児童生徒委員会について</p> <p>(4) 第35回教育研究発表会について</p> <p>(5) はだの史・発見展 山の日イベント「ようこそ！50年前の丹沢</p> <p>(6) 市指定重要文化財「鶴巻下部大山灯籠立て行事」 「瓜生野百八松明・盆踊り」「下大槻百八炬火」について</p> <p>(7) 美術館ワクワク探検について</p>

	<p>4 議案</p> <p>(1) 議案第19号 秦野市図書館協議会委員の委嘱について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について</p> <p>(2) 秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(3) 秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(4) 秦野市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正することについて</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 第1回総合教育会議について</p> <p>(2) 平成29年度秦野市総合防災訓練について</p> <p>(3) みなみがおか幼稚園のこども園化について</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

望月委員長

ただ今から7月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず、「会議録の承認」について、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

—特になし—

望月委員長

なお、秘密会につきまして、御意見、御質問がある場合は、会議が終わりましたら、事務局に申し出てください。

それでは、ないようですので、会議録を承認いたします。

次に、3「教育長報告及び提案」の(2)ア、市立小中学校教職員の人事上の措置については、人事に関する案件のため、秘密会での報告としてよろしいでしょうか。

—異議なし—

望月委員長

よって、3(2)は秘密会といたします。

それでは、次第3、「教育長報告及び提案」について、お願いいたします。

教育長

それでは、資料のNo.1を御覧いただきたいと思います。「平成29年8月の開催行事等」でございます

まず、8月1日～3日まで、例年実施しております広域連携の中学生交流洋上体験研修でございます。清水港を出発しまして新島まで、という形です。

同じく8月1日～27日は、秦野市山の日イベントということで、はだの史・発見展「ようこそ！50年前の丹沢へ」。後ほど、具体的な説明があると思います。

8月3日～4日、平成29年度新規採用教員宿泊研修会を表丹沢野外活動センターで行います。

5日土曜日ですが、山の日の記念映画会、「クリフハンガー」を図書館の視聴覚室で行います。平成6年頃の作品だったと思います。

8月7日月曜日、ソーシャルスキル研修会、文化会館展示室で、小中学校教員を対象に実施いたします。

8月8日と29日は、例月実施のブックスタート事業、保健福祉センターです。

10日の午前ですが、第3回の園長・校長会。今回は教頭を対象として実施いたします。

次のページを御覧ください。

8月12日土曜日ですが、平和の日記念映画会を図書館視聴覚室で行います。

14日月曜日、第1回総合教育会議を予定しております。

同じく14日、お盆の行事ですが、下大槻の南平橋付近で下大槻百八炬火、同じく次の14日、これは龍法寺の周辺ですが瓜生野百八松明、それから、その次の市指定無形民俗文化財の瓜生野盆踊りが14日に行われます。

それから、18日が、第3回いじめを考える児童生徒委員会、堀川公民館を会場として実施いたします。

19日土曜日、美術館ワクワク探検「暗やみでお絵かきしよう！」ということで、宮永岳彦記念美術館で実施いたします。

23日水曜日ですが、第35回の教育研究発表会を文化会館小ホールで行います。

翌日、24日木曜日、環境教育研修講座ということで、この会場を使いまして、「エコキッズはだの」の実施ということで、教職員を対象に実施いたします。

次のページ、8月25日は、定例教育委員会会議がございます。

26日土曜日、第2回ミュージアムさくら塾「秦野市域の寺社建築」を古墳展示館を会場に行います。

29日が2学期の始業式です。

同じく、その日に防災訓練が実施されます。

以上、この後につきましては、それぞれ各課長から報告いたします。

それでは、私から資料No.3、資料No.4の教育指導課・研究所について説明させていただきます。

教育指導課長兼
教育研究所長

それでは、資料No.3を御覧ください。6月11日に開催されました本年第2回目のいじめを考える児童生徒委員会の報告でございます。

この日も、市P連から、会長さんをはじめ、情報委員の方々5名集まっていたいただきました。特に、5の内容ですが、昨年もお話をさせていただきました重大事案が夏休み明けに非常に多く発生するというので、そういった重大案件への未然防止の取組として「SOSカード」というものを中学校ごとに作成しました。お手元の資料に、今年度のもが既に図案として入っております。このSOSカードを今年度も作成するというのと、新たに、今日こちらに今後整備が予定されているタブレットをお持ちしましたが、このタブレットを使いまして、新たにメッセージビデオというものを中学校ごとに作成してございます。この作成したカードとビデオメッセージは、昨日の終業式の日には秦野市内の全小中学校の児童に配布及び放映されてございます。

また、中学校ごとの話し合いですが、この日も話し合い、作業ともに中学生がリーダーシップを大変発揮してくれました。また、校長先生をはじめ、各校の先生方に多く参加いただきまして、非常に熱気溢れる会であったということを報告させていただきます。

なお、第3回は8月18日金曜日に、堀川公民館で開催予定でございます。現在、広報課と連携して、日本映画大学から関係者をお招きし、「効果的ないじめ啓発運動」について議論を深める予定となっております。

続きまして、教育研究所、資料No.4です。35回目を迎えます教育研究発表会について、でございます。

今年度は8月23日水曜日、1時半から、文化会館小ホールでの開催予定となっております。発表についてですが、資料の◆印の調査研究部門として、ICT推進研究部会から1本、それから、自主研究の部から、外国語活動の推進の観点で、平成28年度にパサデナに訪問した4人の先生方から発表いただきます。また、神奈川県でも推進しておりますいのちの授業に関して、南小学校の大塚先生から1本、発表を予定しています。また、中学校区子どもを育む取組としまして、こちらも継続的に発表いただいているものですが、今年度は「西中学校区子どもを育む懇談会の取組」ということで、西中学校ではコミュニティ・スクール、現在3校に取り組んでいただいておりますが、こういった子どもを育む懇談会の取組についても、コミュニティ・スクールの取組の

一つと捉えております。

昨年、片山委員から、こういった公開講座や研究発表大会の意味付けについて御意見を幾つかいただいたのですが、今年は、先ほど紹介しましたように、夏にタブレットが小学校に整備される予定ですので、会場も可能な限りタブレットの活用を用意して、ICT活用の機運を生かしていくようなコンテンツにする予定でございます。

一例としましては、はだのっ子アワードに関する取組につきまして、今年から拡充されましたICT支援員を活用して検定部門4級のデモ版というものを完成させておりますので、そういった部分の紹介ですとか、先ほどもいじめを考える児童生徒委員会の取組について説明をさせていただきましたが、会場ではいじめのメッセージビデオの上映を予定しています。

また、他課の事業になりますが、教育指導課から指導主事が引率して長崎平和の集いに各中学校代表生徒1名が参加を予定しておりますので、タブレットを活用して、8月12日の平和の日に合わせて成果報告をいたしますので、その内容なども休み時間等に上映したいとも考えております。

以上でございます。

私からは3件の報告事項を御説明いたします。その前に、前回の会議で7月5日から8日までの3泊4日で実施しましたふれあい通学合宿について概要を御報告いたしましたが、片山委員、望月教育委員長には、会場の広畑ふれあいプラザに足をお運びいただき、内田教育長には最終日の閉校式に出席していただき参加者の活動や地域との交流などの状況を見ていただきました。ありがとうございました。

なお、参加者の感想を含めた事業報告書を現在作成中ですので、また出来次第、教育委員会会議の中で御報告をさせていただきます。

それでは、資料No.5の「はだの史・発見展」を御覧いただきたいと思っております。

この事業については、市が所蔵する史料などを通じて本市の歴史的過程を紹介するもので、毎年3回程度開催しております。今年度の第1回目は、8月11日が「山の日」でございますので、これを記念して開催される秦野市山の日イベントの一環といたしまして、本市の代表的な観光資源である「丹沢」が国定公園に指定された約50年前にスポットを当てて、当時の観光パンフレット、写真などを中心に、8月1日から27日まで、桜土手古墳展

示館で展示しています。

展示内容は、資料に展示構成という形で記載しております。また、本日、来場用パンフレットを机上配付させていただきましたので、後ほど御覧いただければと思いますが、小学生でも理解しやすいような、昭和40年代の丹沢に関わるクイズコーナーなども設け、その時代のことを知っていただくという仕掛けをしております。

続きまして、資料No.6、市指定重要文化財の行事についてでございます。

一昨年に市指定重要文化財となった「鶴巻下部大山灯籠行事」についてでございますが、これは200年以上地域で守り継がれている江戸時代中期以降の大山信仰の様子を示す貴重な行事でございます。「大山詣り」が盛んだった「夏山」と呼ばれる期間中に、同様の役割を果たす木製の「大山灯籠」が組み立てられて、明かりが灯されるもので、現在も地域住民で構成される保存会が、毎年7月25日に鶴巻の第一自治会館の敷地内に灯籠を組み立てまして、8月18日の解体までの間、毎晩、灯明が灯されております。

続きまして、「瓜生野百八松明・盆踊り」の記事です。この行事は、大山の麓、南矢名の瓜生野地区で、江戸時代から五穀豊穰と悪疫退散を祈願して伝承されてきたものでございます。旧盆の8月14日の夜に保存会の手で権現山から大松明を担ぎ、龍法寺門前まで下る百八松明行事が行われまして、その後、南矢名の町内会で盆踊りが行われます。

百八松明は昭和50年に、盆踊りは昭和52年に市の重要文化財に指定しております。

また、3ページ目に、重要文化財には指定されておませんが、下大槻南平地区で伝承されている「虫追い」行事「下大槻百八炬火」の概要を記載しております。虫追いは、米の豊作と無病息災を祈願するお盆の行事で、8月14日の夕方に行われますが、今、神奈川県下では、この下大槻地区の行事だけという形になっております。

続きまして、資料No.7、美術館ワクワク探検でございます。

宮永岳彦記念美術館で毎年夏休み期間中に、子どもたちに創作する楽しさ、喜びを実感してもらうため、創作教室を開催しております。今回で23回目となりますが、8月19日に市民ギャラリーで、今回は社会体験として美術館で研修を行います。美術館の地元の鶴巻中学校の美術科の教師を研修の一環として講師に招

きまして、懐中電灯の光とデジタルカメラで絵を描く「ピカピカワークショップ」、また、それ以外に、身近な素材を用いた造形教室を実施するという形になっております。

それから、資料がなく、口頭で申し訳ございませんが、国の登録有形文化財について説明いたします。教育委員の皆様には、先週の木曜日の13日に、市議会議員も同様に情報提供させていただいておりますが、本町二丁目にある昭和初期に建築された五十嵐商店の店舗兼主屋と倉庫、それから、蓑毛地区にある江戸時代に建てられた蓑毛大日堂や仁王門などの関連建造物の2案件について、7月21日に国の文化審議会が文部科学大臣に、国の登録有形文化財として登録するように答申をされております。

御承知のように、市内の国の登録有形文化財については、平成15年3月に既に水無川上流の山ノ神、戸川、猿渡の3か所の堰堤が、また、今年の6月には寿町にある宇山商事兼店舗兼主屋が登録されております。それ以外に、前回、曾屋水道の配水場跡地が、国の登録記念物にするよう6月の国の文化審議会に答申を受けております。今回の五十嵐商店と蓑毛大日堂が答申を受けますと、市内では14件が国の登録文化財となります。

今日、お手元に参考に市内の指定重要文化財一覧という形でお配りさせていただきました。先ほど資料No.6で御説明した鶴巻下部大山灯籠行事とか瓜生野百八松明とか盆踊り、それから、今お話しした国の登録有形文化財についても、記載しておりますので市内に文化財等があるという形を御理解いただきたく、今日、急遽資料をお配りさせていただきました。

私からは以上でございます。

望月委員長

それでは、(2)のアの市立小中学校教職員の人事上の措置については秘密会の扱いということですので、(1)から(7)まで、御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

片山委員

資料No.1の1ページで、資料の中に入っていないかもしれないですけども、ソーシャルスキル研修会というのは、どういう先生方が対象で、どういう研修をなさるのですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

ソーシャルスキル研修会は、主に2年目から3年目の若い先生方を対象にして、その他希望すれば全教職員が受講できます。内容につきましては、学級活動の中で子どもたちの関係性が向上するようなアクティビティーですとか、最終的には、クラスの子どもの関係性や、絆が強まるようなアクティビティーを教師自ら考えていきます。以前は2日間で行われていたのですが、現在は、午前中に理論、午後から実践という形で、実際に体を使った

望月委員長

トレーニングを行うということになります。

以上です。

教育長

今の8月の開催行事で何かありますか。

望月委員長

洋上研修の開会式は秦野でやるのですか。何時からですか。

朝7時からです。

洋上研修の開会式が朝7時から西庁舎ですね。

それから、8月の教育委員会会議ですが、8月25日、朝9時半ということで、午前中に開くということで御承知おきください。

他にどうでしょうか。

飯田委員

いじめを考える児童生徒委員会についてですけれども、第3回が8月18日に行われるということで、ここに日本映画大学の学生さんをお招きするということですが、学生さんとは、何名ぐらいいらっしゃるのですか。

教育指導課長兼
教育研究所長

現状9地区ございますので、9名と引率の先生1名とお願いしておったのですが、川崎を中心に活動されている大学で、この日に川崎のほうでフェアを開催するということなので、現状として何名というお約束はなかなかできない状況にあります。

望月委員長

それでは、いじめを考える児童生徒委員会について、御質問、御意見ございますか。

私は今回、自治会の仕事があつて行けなかったのですが、今の課長の報告を聞いていますと、保護者も多く参加して、非常に活気のある委員会ができたということで大変嬉しく思いました。今までのコツコツした積み重ねで、いろいろなところにすばらしい、美しい花が咲きつつあるのかなということで大変嬉しく思いました。引き続き、よろしく願います。

他にどうでしょうか。

教育研究発表会について何かありますか。

「西中学校区子どもを育む協議会の取組」のCS、コミュニティ・スクールが中心になるようですが、毎年、この育む協議会の発表を聞いていると、事実だけが多いのですけれども、なぜこういう取組が始まったとか、そういう背景についても話をしてもらえると参加者は非常に参考になるかと思えます。

次の資料No.5について、御質問、御意見ありますか。

ふれあい合宿については、先ほど課長から話がありましたが、次回正式に報告があるのですね。

私は秦野に住んで半世紀、50年経ちますが、ちょうど私が秦野市に来た昭和42年頃、丹沢のロープウェイのことが盛んに話

片山委員

生涯学習
文化振興課長

望月委員長
飯田委員

生涯学習
文化振興課長

飯田委員
生涯学習
文化振興課長
望月委員長

図書館長

題になっていました。幻となってしまったわけですが、こういった史料を見られるのは大変楽しみです。

資料No.6、7で何かありますか。

資料No.7の件ですが、夏休み期間中に社会体験をするのは先生方ですか。

これは確か採用されて5年目の先生を対象に、社会体験をするということで、美術館でも過去にいろいろ受け入れをしていますが、今回はちょうど美術科の先生が来るという形になりましたので、研修の一環としています。小中学生を募集しますが、小学生の参加が多いので、中学校の先生が小学生を教えるということも一つの勉強かなという部分で今計画をしています。

(1) から (7) までで他にありますか。

資料No.7の「暗やみでお絵かき」とあるのですが、ここに今回のワークショップの作品イメージがあしませんが、これはどう描かれているのでしょうか。

展示室自体に窓がございませんので、真っ暗にした中で、ペンライトとか懐中電灯を振り回すことによって光ができて、それをデジカメのスローシャッターで撮ることによって光自体を残像として残して絵を描くそうです。イメージはこういう形で講師の美術の先生が計画されています。最近「ピカピカワークショップ」という形でいろいろ取り組まれているようです。

懐中電灯の残像なんですね。

そうです、スローシャッターを使うとその残像を追えるそうです。

他にいかがでしょうか。

それでは、議案第19号「秦野市図書館協議会委員の委嘱について」をお願いします。

それでは、議案第19号を御覧いただきたいと思います。秦野市図書館協議会委員の委嘱についてでございます。

秦野市図書館協議会委員の任期が本年8月23日で満了するに当たり、後任の委員を委嘱するものでございます。

1ページめくっていただきまして、委員の候補者名簿を御覧いただきたいと思います。任期は平成29年8月24日から平成31年8月23日までの2年間となります。記載させていただきましたとおり、学校教育関係者3名、社会教育関係者1名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験者2名の計8名での委員構成になっており、全員再任となります。

以上でございます。

望月委員長

何か御意見、御質問ございますか。

学校関係が3人になっているのですが、人事異動がありますから4月1日から8月23日まで前任期間が終わり、後任としてこのような結果になっているのですね。

図書館長

前任の先生方は、4月1日に人事異動があり、残任期間を務めていただいていますので、平成28年4月1日から今年の8月23日までという形で1年5か月やっていただいた後に、次期として再任という形になっております。

望月委員長

わかりました。

他にいかがですか。

—特になし—

望月委員長

それでは、議案第19号「秦野市図書館協議会委員の委嘱について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

—異議なし—

望月委員長

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

協議事項(1)「平成29年度教育委員会教育行政点検・評価について」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、協議事項(1)ということで、右上に本日差し替えていただきました「協議事項(1)」と書かれました資料を御用意いただけますでしょうか。「第2章 教育委員会の活動状況」と書かれました資料を御覧ください。

点検・評価につきましては、前回までの教育委員会会議におきまして、点検・評価の方向性、内容といったものについて御協議いただき、それに沿った形で、今作業を進めているところでございます。

今回お配りさせていただいた資料につきましては、教育委員会の活動状況ということで、平成28年度の活動状況について取りまとめたものでございます。

まず、1ページから2ページ目にかけてですが、定例会12回、臨時会1回の教育委員会会議の開催状況でございます。

続きまして、2ページから10ページにかけてですが、その審議等の状況について、議案が31件の審議、協議事項が21件の協議、選挙が1件、それから報告は、教育長の臨時代理14件を含みます130案件、その他18件の報告について記載させていただいております。

おめくりいただきまして、11ページから18ページが教育委員会会議以外の活動状況ということで、全69回の内容が記載し

てございます。

そして、19、20ページに教育委員会の活動状況についての点検・評価、そして、21ページに教育委員会の活動状況に対する総合評価を取りまとめて記してございます。活動状況の点検・評価について、何か過不足等があれば、御意見を伺いたいと思っております。

続きまして、最後の23ページを御覧いただければと思います。教育委員の点検・評価の役割担当の案ということでお示しさせていただいております。19施策あり、教育委員さんが5名ですので、基本的には1名4施策、1名の方が3施策ということで、主要施策の基本方針に沿ったような形で、平成28年度と27年度担当事業が異なるように担当の振り分けをさせていただきました。

細かく申しますと、番号1から4の4施策が、高橋委員長職務代理にお願いしたいと思っております。続きまして、番号5から7の3施策が内田教育長に、番号8から11の4施策につきまして望月委員長、番号12の公民館事業の充実から番号15、子どもの読書活動の支援の4施策が片山委員、そして最後の番号16から19の4施策が飯田委員に、割り振りをさせていただいておりますので、御了解いただければと思っております。

最後に、今後のスケジュールでございますけれども、現在、事務担当課、部長の自己評価、自己点検・評価を実施してございます。今後、委員の皆様については、学習会を開催させていただいた後、また、外部委員あるいは学校関係者等の点検・評価会議を開催させていただいて、それぞれの点検・評価を実施していただきます。その後、8月中旬に点検・評価会議としての評価の決定、そして、学識経験者による総合評価がありますので、それを受けて教育委員さんの最終評価を実施していただくという形を想定しております。そして、8月の定例教育委員会会議に議案として提出させていただき、議決をいただきましたら、9月の第3回市議会定例会で議会にも報告させていただきたいと思っております。

なお、学識経験者総合評価者は、学校教育関係につきましてもは東海大学の朝倉先生に、生涯学習関係につきましてもは逢坂先生にお願いするということで内諾をいただいているところでございます。

私の説明は以上でございます。

本件について何か御質問、御意見ございますか。

望月委員長

今、教育総務課長から説明がありましたように、総合評価については長い間、学校関係の評価をやっていただいた小林先生から、東海大学の課程資格教育センター所長の朝倉先生に変わったということです。朝倉先生も、西中学校のコミュニティ・スクールの委員を務めるとか、本市に様々な形でお力添えをいただいている先生であります。社会教育については、本市の社会教育について非常に造形深い逢坂先生に再度評価をやっていただくということになっているので、御承知おきください。

他にありますか。

これは、今までもいろいろ出てきた中で、こういったように教育総務課でまとめてくれました。個々にまた細かいことがあるかと思しますので、それはまた後ほど教育総務課に話をさせていただきたいと思えます。私もこれを一読して、用語の整合性、言葉の整合性なども含めて、後ほど事務局に申し上げたいと思えます。

他にいかがでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは次に、協議事項（２）「秦野市立公民館条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

生涯学習

文化振興課長

協議事項（２）の公民館条例施行規則の一部を改正することについてでございますが、御承知のとおり、市議会第２回定例会で、公民館をはじめ３３施設の公共施設の使用料の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例が可決されましたので、施設の一部である公民館条例の一部改正が行われました。それらの条例の施行は、今年の１０月１日以降に使用の申請を行った場合から適用することになりました。

これを受けまして、公民館条例の施行規則についても、関係する公共施設の使用料の減免規定を統一するための規定の改正、その後、条例改正に伴いまして、公民館においては施設の名称を統一化いたしました。また、「個人による卓球」を「共用使用」に改めた部分がありますので、それに合わせて規則中の字句の整理を行います。また、秦野市はだのっ子応援券の交付に関する規則の制定に伴いまして、必要な事項を定めるものでございます。

主な改正の内容は、資料の３番以降に新旧対照表をつけさせていただきました。主な概要といたしましては、これは公民館だけではなく、公共施設全施設に係るものでございますが、子どもを含めた使用をする場合における使用料の減免規定を設けますが、子どもへの教育、学習または技術の教授等の指導行為がある場合の施設の占有使用に対して、はだのっ子応援券を交付して、次回

以降の施設使用申請時に提出することで使用料の50%を減額するという規定を第11条の中に新設いたします。

また、これも全施設に係る部分ですが、使用料を免除する基準を新規に規定するものでございます。具体的には、その施設で、他者に対する直接的なボランティア活動を行う場合、また、中学校及び高校の部活動での使用についても、一定の条件のもとに施設使用料を免除することになっています。詳しくは御手元の資料の第12条、使用料の減免の手續等を書いてありますが、公民館の条例施行規則の中に新たに規定しました。

以上でございます。

望月委員長

御意見、御質問ございますか。

—特になし—

望月委員長

続いて、協議事項(3)「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」説明をお願いします。

図書館長

それでは、協議事項(3)「秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正することについて」を御覧いただきたいと思えます。

参考としまして、次のページに現行の施行規則、それから、その後、先月議決いただきました秦野市図書館条例の一部改正の内容を掲載させていただいております。

秦野市立図書館条例施行規則の一部改正ですが、秦野市公共施設使用料の適正化に係る関係条例の整備に関する条例の制定により、秦野市立図書館条例の一部改正が行われ、それに伴い、秦野市立図書館条例施行規則の一部を改正するものでございます。

改正の概要ですが、秦野市立図書館条例の一部改正により、図書館の視聴覚室を有料で市民活動の用に供するために、使用時間、使用申請の手續、使用料の納付、還付及び減免の手續等について定めるものでございます。また、併せて字句の整理等を行うものです。

図書館の視聴覚室の一般市民への開放は、今までは一般開放してございませんので新たな取組となります。改正案の作成に当たりましては、基本的には、同じ教育機関であります公民館の規定の例に倣いまして整理しております。

改正の主な内容でございますが、新たに次の項目を加えるという形でございます。

(1)の使用時間について、これは、開館日の午前9時から午後5時までです。

(2)の利用団体の登録について、基本的には、団体登録した団体に貸し出しをするという形をとります。利用団体の登録を受

けなければならないものとするということで、登録要件は、市内に住所を有し、又は通勤し、若しくは通学している者を含む5人以上の団体というものを考えております。

(3)の仮申請及び申請手続について、ということで、仮申請及び申請手続の期間は、使用する日の属する月の2か月前の月の1日から、使用する日の5日前とし、おおむね2か月前から仮申請、申請手続を受け付けることとなっております。

(4)使用料の納付について、秦野市財務規則に定める方法で納めていただくことになり、申請と同時に納付するという形に条例ではなっております。

(5)使用料の還付について、これは、基本的には条例上、使用料は還付しないという原則のもとで、幾つかの条件に当てはまる場合のみ還付するという形になります。

(6)のはだのっ子応援券について、これは、先ほど公民館条例施行規則の一部改正についての中でも説明がありましたように、図書館の視聴覚室でも、これを盛り込む形で、使用料の2分1の額に換算して使用料の納付に替えることができることといたします。

そして、次の(7)使用料の減免につきましては、今回の公共施設使用料の見直しに係る全施設の共通規定、原則として各施設とも条文は統一するという方針のもとでやっていますので、図書館視聴覚室についても、記載のとおり、減免の基準を設けるということでございます。

施行日は、平成29年10月1日としております。

また、字句の整理等についてですが、次のページの現行の施行規則を御覧いただきたいと思っております。第1条の2ですが、組織及び事務分掌で、図書館に図書館担当を置く。「図書館の事務分掌は次のとおり」ということで(1)から(21)まで列挙してありますが、これにつきまして、本年4月1日付けの組織改正によりまして、図書館の組織と事務分掌が、秦野市事務分掌等に関する規則に入りましたので、この条例施行規則からは取り外し、図書館の事業の内容を盛り込む形にしたいと考えております。詳細については、今はまだ調整中でございます。

その他、はだのわくわく教育プランの中で「移動図書館」という語句を使い、この規則の中では「自動車文庫」という語句を使っていますのでその辺りも精査したいと考えております。

以上でございます。

それでは、御意見、御質問ございますか。

望月委員長

生涯学習
文化振興課長

はだのっ子応援券について、もう少し詳しく説明していただければと思います。

はだのっ子応援券は、公共施設使用料の適正化に伴い整備されたもので、全施設を対象としております。目的は、子育て世代の負担軽減及び子ども・子育て施策の充実のために、子どもを含む使用を「子どもへの教育、学習又は技術の教授等の指導行為がある場合に限り」と限定しております。具体的には、公共施設使用の際に、はだのっ子応援券を交付し、次回以降、この券を持ってきた場合に施設の使用料の2分の1が減免されるという制度でございます。

望月委員長

地域貢献券というものが既に今ございますが、それに類似したもので、子どもがそこに1人以上入っていれば対象になるという形で、公共施設マネジメント課が全庁的に取り組んでおります。

子どもたちにこういった配慮をしていただくということですから、結構なことではないかと思えます。

他にどうでしょうか。

—特になし—

望月委員長

それでは、引き続きまして、協議事項（4）「秦野市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

図書館長

それでは、協議事項（4）を御覧いただきたいと思えます。「秦野市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則の一部を改正することについて」でございます。参考資料として現行の規則を添付してございます。

改正の目的は、今回は、趣旨規定及び字句の整理を行うため、改正するというものでございます。

主な内容といたしましては、「この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づき、視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関し必要な事項を定める。」とありますが、記載のアンダーライン部分を削るという形の改正になります。参考欄に地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものを記載しましたが、教育機関の設置で、「法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。」と、30条の規定に基づいて設置するという形になりますと、規則ではなくて条例でなければならないということになりますので、このところの

整理を行うものでございます。

本市の視聴覚ライブラリーは、条例で設置している図書館の役割の一つを担っておりますが、教育機関として専属の物的な施設、人的な施設を備えているものではございません。主に、視聴覚教材として16ミリフィルムやDVDを備え、視聴覚教具として16ミリ映写機等の機材を用意し、市民の方に貸し出しております。

この規則は昭和46年9月20日に施行されており、当時の規則の告示を見ますと、この第1条の内容は現在と変わりがございません。地方教育行政の組織及び運営に関する法律についても、規則施行当時から現在まで変わってはいないということで、経緯をいろいろ調べたところ、30条を引用するのは適当でないということがわかりましたので、改正するものでございます。

以上です。

望月委員長

何か御意見、御質問ございますか。

—特になし—

望月委員長

それでは、次に「その他」に入ります。

(1)「第1回総合教育会議について」、説明をお願いいたします。

教育総務課長

それでは、その他(1)ということで、「第1回総合教育会議について」口頭での説明をさせていただきます。

日時につきましては、8月14日月曜日、午後1時半からになります。場所につきましては、本庁舎4階の議会第1会議室となります。申し訳ございません、資料No.1では、教育庁舎の会議室となっておりますけれども、会議室の都合で議会第1会議室となりましたので、訂正をお願いしたいと思います。

議題につきましては、その時点での教育課題となっていることについて取り上げるということでございます。過去には平成27年度、28年度は、いじめ・不登校対策、また、学校現場におけるICTを活用した環境整備、あるいは幼小中一貫教育と義務教育学校への対応など、いろいろな課題について意見交換をさせていただいております。今回も、その時点での教育課題に関する意見交換ということになりますので、御意見、あるいは今回の会議の際に取り扱う具体的な施策やテーマがありましたら、御意見をいただければと思っております。

以上でございます。

望月委員長

いつまでに事務局にお伝えすれば良いですか。

教育総務課長

7月中にお願いしたいと思います。

望月委員長	<p>第1回総合教育会議の内容について、取り扱いたいテーマがありましたら、今月中に教育総務課に申し入れてください。</p> <p>他にはどうでしょうか。</p> <p>—特になし—</p>
望月委員長	<p>それでは、次に(2)「平成29年度秦野市総合防災訓練について」説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それでは、「その他(2)」と書かれました資料を御覧いただければと思います。</p> <p>例年、8月の終わりから9月の中旬にかけて総合防災訓練を実施しております。平成29年度につきましても、資料にございますように、9月3日日曜日の午前9時から正午までという形で防災訓練を実施いたします。実施場所は、市内の小中学校あるいは自治会の避難場所ということで、例年どおりの実施でございます。本年度の中央会場は、鶴巻地区ということで、鶴巻小学校で実施することになってございますので、御承知いただきたいと思っております。</p> <p>また、公民館でも同日に、消防計画に基づく防災訓練を実施いたします。また、図書館では、8月25日金曜日に消火訓練を、9月2日土曜日に避難誘導訓練を実施する予定であると伺っておりますので、これにつきましても、御承知いただきたく、併せて御報告をさせていただきます。</p> <p>以上でございます。</p>
望月委員長	<p>総合防災訓練実施要領について、何か御質問はありますか。</p> <p>—特になし—</p>
望月委員長	<p>次に、(3)「みなみがおか幼稚園のこども園化について」の説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>こちらについても口頭で御報告させていただきます。みなみがおか幼稚園のこども園化に係る運営法人の募集の件についてでございます。</p> <p>今週の初めの18日が再募集の締切でございました。応募いただいた法人がございましたので、その旨を本日は御報告させていただきます。</p> <p>今後は、選定委員会での選定を経て、8月末頃には運営法人を決定し、当初の予定どおり、平成31年4月のこども園の開園を目指して進めてまいりたいと思っております。応募件数や法人名の公表については、選定委員会の選定を経て運営法人を決定するという形になりますので、運営法人が決定された後に行いたいと思っております。</p>

望月委員長
教育総務課長

以上でございます。
応募件数も今日は説明できないのですね。
選定委員会の中で選定いただいた後に報告させていただきたい
と思っています。

望月委員長

はい、了解しました。
御意見、御質問はございますか。
—特になし—

望月委員長
教育指導課長兼
教育研究所長

それでは、その他の案件について、何かございますか。
私から、教科書の関係でお願いがございます。
平成30年度小学校で使用する教科用図書「道徳」の採択につ
きまして、調査研究が完了いたしましたので、採択のために臨時
の教育委員会会議の開催についてお願いしたいと考えておりま
す。法令上では8月中に、となっておりますが、諸般の事情を考
えますと、できますれば7月27日木曜日の1時半から開催をお
願いできないでしょうか。

望月委員長

以上です。
臨時教育委員会会議の開催についてですが、よろしいですか。
—異議なし—

望月委員長

それでは、臨時教育委員会会議は7月27日木曜日の1時半か
ら開催ということで、よろしくお願ひします。
それでは、秘密会の前に次回の日程調整を行います。事務局、
お願ひします。

事務局

次回の開催日程でございます。8月25日金曜日、午前9時半
からを予定しております。来月は午前中の開催となりますので、
よろしくお願ひします。

望月委員長

次回、8月25日金曜日、9時半からということで、よろしく
どうぞお願ひします。

それでは、ただいまから秘密会といたします。どうもありがと
うございました。

—関係者以外退席・休憩—